

# 令和元年度財務事務監査の結果等

## 【定期監査】

### 1 監査の対象

福祉保健部	福祉総務課、福祉サービス適正推進室、国保けんこう課、市民けんこう支援室、保護課、長寿介護課、地域包括支援センター、障がい福祉課
こども未来部	こども政策課、放虎原こども園、三城保育所、こども家庭課、こども家庭支援室
産業振興部	商工振興課、企業誘致課、観光振興課、ふるさと物産室
都市整備部	都市計画課、新幹線まちづくり課、道路課、河川公園課、建築課
会計課	
議会事務局	
教育委員会事務局	学校教育課（中央小学校、旭が丘小学校、鈴田小学校）
農業委員会事務局	
選挙管理委員会事務局	
上下水道局	

### 2 監査の期間

令和元年9月9日から令和2年2月19日まで

### 3 監査の方法

監査日までににおける令和元年度（平成31年度）の財務に関する事務（平成30年度補助金等交付事務を含む。）の執行状況について、関係書類及び帳簿を抽出審査し、必要に応じて関係職員から事情を聴取して監査を実施した。

### 4 監査の結果、意見及び措置の内容

監査の結果、おおむね適正に行われていたものの、以下のとおり一部において不適正な事務処理及び改善を要する事項が見受けられた。各部局におかれては、事務の執行に当たり、引き続き根拠法令の順守による適正な事務の遂行並びに各種業務に係る手引、ガイドライン等の活用により更なる事務の合理化及び効率化を図られたい。

なお、今回の監査において、専決事項の規定又は決裁が省略可能となる規定を誤って適用するなどして、専決者の決裁を受けていないものが散見された。決裁の重要性を認識され、適正に行われたい。

また、補助金等交付事務においては、提出書類の内容確認並びに補助の対象及び交付の条件の認識が不十分のまま、交付決定又は交付確定を行っているものが見受けられた。法令等に従い、補助金が公正かつ効率的に使用されるように努められたい。

指摘事項	該当課等	措置の内容及び状況
<p>&lt;収入事務&gt; 公の施設の使用料を減免する使用許可において決裁区分が適正でないものがある。</p>	商工振興課	適正な決裁区分による決裁を受けた。今後は適正に処理する。
<p>使用料及び占用料を免除するとした使用許可において決裁区分が適正でないものがある。</p>	上下水道局	適正な決裁区分による決裁を受けた。今後は適正に処理する。
<p>&lt;支出事務&gt; 会議出席負担金に係る支出負担行為決議書の決裁を省略し、決裁を受けていないものがある。</p>	選挙管理委員会 事務局	支出負担行為決議書の決裁を受けた。今後は適正に処理する。
<p>&lt;契約事務&gt; 大村市病児保育事業委託において、契約の準備に係る決裁は受けたものの、契約締結伺兼支出負担行為決議書の決裁を受けることなく、契約を締結している。</p>	こども政策課	契約締結伺兼支出負担行為決議書の決裁を受けた。今後は適正に処理する。
<p>大村市駅前駐車場機器保守点検業務委託において、市長の承認を受けずに受注者ではない第三者が点検業務を実施している。</p>	商工振興課	今後は適正に手続を行う。
<p>履行期間が重複し、業務委託箇所及び請負業者が同一である業務を分割発注している。</p>	道路課	今後は、業務内容を十分に精査し、発注方法に関し大村市随意契約ガイドライン等を十分に確認した上で、競争入札を原則として適正な契約事務を行う。
<p>発注時期、施工場所及び施工時期が近接し、請負業者が同一である一括発注が可能な工事又は業務を分割発注している。</p>	上下水道局	今後は適正に処理する。
<p>&lt;補助金等交付事務&gt; 平成31年度大村市精神障害者家族会運営費補助金の交付決定通知書に誤った要綱名を記載している。</p>	障がい福祉課	今後は交付決定通知書の作成時に不備がないように確認する。
<p>平成30年度大村市すくすく保育支援事業補助金交付事務において、交付申請時に提出された収支予算書に記載された経費の配分と相違している収支決算書を添付した実績報告書を受け付けている。</p>	こども政策課	今後は、申請者に対し要綱の内容について説明及び指導を行い、適正に処理する。
<p>平成30年度大村市商工観光振興事業費補助金交付事務において、予算額に対し、各目の金額ごとに10分の2に相当する額を超えて増減した額が記載されている収支決算書が添付された実績報告書を受け付け、交付金額を確定している。</p>	商工振興課	今後は要綱に基づき適正に処理する。

指摘事項	該当課等	措置の内容及び状況
<p>平成30年度大村市障害児家庭の子育て支援事業補助金交付事務において、要綱に定める資格がない職員に対する人件費を交付対象としている。</p>	<p>こども政策課</p>	<p>要綱に定める資格（保育士）を有する職員に対する人件費を交付対象として決定した。今後は申請者に対し要綱の内容について説明及び指導を行い、適正に処理する。</p>
<p>&lt;その他の事務&gt; 道路占用許可書が規則に定めた様式と異なっている。</p>	<p>道路課</p>	<p>今後は適正に処理する。</p>